

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正 （漁業管理課） （11・10掲示）	1
◎寄附金税額控除の対象となる寄附金（控除対象寄附金）の指定 （税 務 課）	2
○救急病院の認定 （医療政策課）	2
落札公告	
○落札者等の公告 （土木政策課）	2

告 示

高知県告示第698号の2

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和7年11月10日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

8の(1)の表中

「

いせえび、いそ うお固定 式刺し網	操業区域10	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	定めなし
-------------------------	--------	----	---------------------	--------------------	---	------

」

を

「

いせえび、いそ うお固定 式刺し網	操業区域10	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	定めなし
	操業区域11	9月16日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	4	定めなし

」

に改め、8の(3)中

「コ 操業区域10  
 点の位置  
 基点甲 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点  
 基点乙 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界基点  
 基点甲から磁針方位260度0分の線及び基点乙から磁針方位240度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域」

を

「コ 操業区域10  
 点の位置  
 基点甲 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点  
 基点乙 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界基点  
 基点甲から磁針方位260度0分の線及び基点乙から磁針方位240度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域

サ 操業区域11  
 点の位置  
 基点甲 安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点  
 基点乙 旧伊尾木村・川北村界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位222度0分の線及び基点乙から磁針方位209度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域」に改める。

**高知県告示第704号**

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第39条の2第3号エの規定により控除対象寄附金の指定をしたので、高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第34条の3第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 控除対象寄附金の指定年月日  
令和7年11月11日
- 2 控除対象寄附金の名称又はこれに準ずるもの  
日本司法支援センターに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
- 3 控除対象寄附金に係る法人の名称、代表者の職名及び氏名、主たる事務所の所在地並びに県内の主たる業務を行う事業所の名称及び所在地
  - (1) 法人の名称  
日本司法支援センター
  - (2) 代表者の職名及び氏名  
理事長 丸島 俊介
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東京都中野区本町一丁目32番2号 ハーモニータワー8階
  - (4) 県内の主たる業務を行う事業所の名称及び所在地
    - ア 日本司法支援センター高知地方事務所  
高知市本町四丁目1-37 丸ノ内ビル2F
    - イ 日本司法支援センター高知地方事務所安芸地域事務所  
安芸市久世町9-20 すまいるあき4F
    - ウ 日本司法支援センター高知地方事務所須崎地域事務所  
須崎市新町二丁目3-26
    - エ 日本司法支援センター高知地方事務所中村地域事務所  
四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F

**高知県告示第705号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和7年11月21日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
前田メディカルクリニック	香美市香北町美良布1516-3	令7・11・16	令10・11・15

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定によ

り、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年11月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量  
デスクトップPC274組及びノートPC36組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年9月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
月額 1,449,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため